

報告第 11 号

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を 改正する告示

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 29 年 6 月 23 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の基準額等の改正があったため、従来の委託料の基本分については、「年間延べ利用者数 2,000 人超の一時的保育施設」及び「年間延べ利用者数 2,000 人以下の一時的保育施設」のみであったが、項目が追加され、「平日」、「長期休業日（8 時間未満）」、「長期休業日（8 時間以上）」と細分化された。また「長時間加算（特例）」の（特例）をなくし「長時間加算」として取り扱うよう変更する。

小城市告示第 54 号

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する
告示

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱（平成 28 年小城市告示第 47 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

委託料種別		対象児 1 人当たりの日額	備考	
(1) 基本分（平日の教育標準時間の前後又は長期休業日の利用）	Ⅰ 年間延べ利用者数 2,000 人超の一時的保育施設	① 平日	400 円	
		② 長期休業日（8 時間未満）	400 円	
		③ 長期休業日（8 時間以上）	800 円	
	Ⅱ 年間延べ利用者数 2,000 人以下の一時的保育施設	① 平日	(160 万円 ÷ 年間延べ利用人数) - 400 円 (10 円未満切捨て)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ① 平日、② 長期休業日（8 時間未満）については 4 時間以内 ・ ③ 長期休業日（8 時間以上）については 8 時間以上
		② 長期休業日（8 時間未満）	400 円	
		③ 長期休業日（8 時間以上）	800 円	
(2) 休日分（土曜日、日曜日、国民の休日等の利用）		800 円	・ 8 時間以内の場合	
(3) 長時間加算	Ⅰ 超えた利用時間が 2 時間未満	100 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 又は (2) の時間を超えて実施した場合に、その日額に加算 	
	Ⅱ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満	200 円		
	Ⅲ 超えた利用時間が 3 時間以上	300 円		
備考 この表の「年間延べ利用人数」には、対象児のみならず、当該施設において事業を利用した幼児全てを含むものとする。				

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

現 行				改 正 案				
小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱				小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱				
第1条 ～ 第6条 (略)				第1条 ～ 第6条 (略)				
第7条 この事業に係る委託料は、別表のとおりとする。 別表 (第7条関係)				第7条 この事業に係る委託料は、別表のとおりとする。 別表 (第7条関係)				
委託料種別		対象児1人当たりの日額	備考	委託料種別		対象児1人当たりの日額	備考	
(1)基本分(平日の教育標準時間の前後又は長期休業日の利用)	①年間延べ利用者数2,000人超の一時的保育施設	400円	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の教育標準時間前後：教育標準時間を併せて8時間以内の場合 ・長期休業日：4時間以内の場合 	(1)基本分(平日の教育標準時間の前後又は長期休業日の利用)	Ⅰ年間延べ利用者数2,000人超の一時的保育施設	①平日	400円	<ul style="list-style-type: none"> ・①平日、②長期休業日(8時間未満)については4時間以内 ・③長期休業日(8時間以上)については8時間以上
	②年間延べ利用者数2,000人以下の一時的保育施設	(160万円÷年間延べ利用人数) - 400円(10円未満切捨て)			②長期休業日(8時間未満)	400円		
		③長期休業日(8時間以上)	800円					
(2)休日分(土曜日、日曜日、国民の休日等の利用)		800円	・8時間以内の場合		Ⅱ年間延べ利用者数2,000人以下の一時的保育施設	①平日	(160万円÷年間延べ利用人数) - 400円(10円未満切捨て)	
(3)長時間加算		100円	・(1)又は(2)の時間を超えて実施した場合に、その日額に加算			②長期休業日(8時間未満)	400円	
(4)長時間加算(特例)	①超えた利用時間が2時間未満	100円	<ul style="list-style-type: none"> ・当分の間、緊急対策を実施する市町に所在する幼稚園であって、子ども・子育て支援新制度に移行済のもの又は今後移行を予定しているものが実施する場合には、(3)の長時間加算について、(4)の基準額を適用する。 			③長期休業日(8時間以上)	800円	
	②超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円			(2)休日分(土曜日、日曜日、国民の休日等の利用)		800円	・8時間以内の場合
	③超えた利用時間が3時間以上	300円			(3)長時間加算	Ⅰ超えた利用時間が2時間未満	100円	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)又は(2)の時間を超えて実施した場合に、その日額に加算
備考 この表の「年間延べ利用人数」には、対象児のみならず、当該施設において事業を利用した幼児全てを含むものとする。						Ⅱ超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円	
第8条 ～ 第12条 (略)						Ⅲ超えた利用時間が3時間以上	300円	
備考 この表の「年間延べ利用人数」には、対象児のみならず、当該施設において事業を利用した幼児全てを含むものとする。				備考 この表の「年間延べ利用人数」には、対象児のみならず、当該施設において事業を利用した幼児全てを含むものとする。				
第8条 ～ 第12条 (略)				第8条 ～ 第12条 (略)				